

勤労青少年ホーム  
平成24年度前期講座生・サークル生

【時】 11時～19時  
【講座】 5月10日 19時～21時  
【サークル】 4月～平成25年3月  
【対象】 市内に居住または勤務あり友あい館(西開間町)

Table with 4 columns: 曜日, 講座名, 定員, 活動内容, サークル活動

\*講座は定員になり次第締め切り、定員に満たない場合は随時受け付けます。\*サークルは随時受け付けます。

する15歳以上35歳未満の方\*学生は除きます。【入会金】 1500円(友の会年会費)

【受講料】 無料(教材費は各自実費負担) 【申込開始】 4月1日(日)から 【申込方法】 窓口で直接 【申込・問合せ】 勤労青少年ホーム(20)1281

ピティナ・ピアノステップ  
薩摩川内春季地区

【入場料】 無料 【申込締切】 4月16日(月) 【申込方法】 ピティナ・ピアノステップホームページ http://www.piano.o.jp/step/ をご覧になるか、お問い合わせください。

【申込・問合せ】 薩摩せんだいほのぼのステーション 榎田(20)3107 【ピティナ・ピアノステップ事務局】 03(3944)2481



行政書士による無料相談

【時】 3月18日(日)10時～15時 4月1日(日)10時～15時 【所】 プラッセたいわ川内店 2階 会議室(矢倉町)

【内容】 相続、贈与、遺言、金銭貸借など契約全般、成年後見、財産管理、離婚、交通事故などの損害保険請求、行政手続全般支援

【予約・問合せ】 行政書士民事法務研究会事務局 099(253)0911

お知らせ

引越しシーズンに本庁市民課窓口の時間延長および休日窓口を開設します

【平日時間延長】 3月27日(火)～4月5日(木)18時まで延長 【土・日曜日開庁】 3月31日(土)・4月1日(日)8時30分～17時15分 【所】 本庁2階市民課(2番窓口)

\*期間中の庁舎の出入口は東側のみです。\*支所は、開設しません。【業務内容】 住所変更(転入・転居・転出)に伴う諸手続き

\*3月下旬から4月上旬にかけて、引越しなどの住所変更手続きにより、窓口が大変混み合い、長時間お待ちいただく場合があります。なお、平日の時間内は各支所市民生活課でも手続きできます。

【問合せ】 本庁市民課住民G(内線2546) 【子ども手当認定請求はお済みですか?】

昨年10月からの子ども手当制度改正に伴い、改めて認定手続きが必要な方には、昨年10月末に請求書を送付してあります。まだ手続きがお済みでない方は、必ず期限までに提出してください。

\*9月以降なんらかの異動事由および10月以降の手当に関して手続きをされた方は、手続きは不要です。\*公務員の方は、職場での手続

【請求書提出期限】 本年3月31日(土)

【請求に必要なもの】 新規認定請求書、印鑑(スタンプ印は除く)、請求者の保険証、請求者名義の通帳

【提出・問合せ】 本庁子育て支援課育成支援G(内線2336) および各支所市民生活課

外来診療で高額な療養を受ける皆さまへ 限度額適用認定証などの手続きについて

国民健康保険制度および後期高齢者医療制度では、本年4月1日から「限度額適用認定証」などを提示すれば、外来でも医療機関などの窓口での支払いが一定の金額にとどめられます。

なお、既に限度額適用認定証などの交付を受けている方は、本年4月1日以降も経過措置により外来での利用ができますので、変更手続きは、必要ありません。

この制度をご利用される方は、問合先へ申請してください。

Table with 3 columns: 対象, 交付の条件, 手続きに必要なもの

【申請・問合せ】 本庁保険年金課 国民健康保険 国保G(内線2842・2843)

【後期高齢者医療】 高年齢者医療G(内線2833)

固定資産税縦覧帳簿の縦覧 平成24年度固定資産税の(土地・家屋)価格等縦覧帳簿の縦

縦覧を行います。 縦覧できる方は、土地または家屋の固定資産税の納税者に限ります。

【必要なもの】 納税通知書、運転免許証などの本人確認ができるもの \*代理人は委任状が必要です。

【問合せ】 本庁税務課土地G(内線2241)・家屋G(内線2251) および各支所市民生活課

道路占用料の一部改正および法定外公共物占用料について

市では、国、県の道路占用料の見直しに準じて、一部の占用料の改正を行いました。また、法定外公共物(里道・水路)の占用料を新たに徴収します。

【問合せ】 本庁建設維持課(内線3331)

スポーツ安全保険に加入を

スポーツ安全保険は、スポーツやボランティア活動中に発生した事故に対して補償する制度です。万が一に備えて、ぜひ、ご加入ください。

【保険期間】 4月1日～平成25年3月31日 \*4月1日以降に掛け金を納入した場合は、掛け金納入の翌日から平成25年3月31日まで

【申込方法】 本庁5階市民スポーツ課、各支所教育課、サンアリーナさんだい、川内文化ホールに備え付けの申込書に必要事項を記入の上、申し込み \*インターネットによる申し込みも可能です。詳しくはス

【問合せ】 本庁市民スポーツ課健康スポーツG(内線5435)

戦後強制抑留者の皆さまへ シベリア戦後強制抑留者に対する特別給付金を支給しています。

【請求受付期限】 本年3月31日(土)まで(消印有効) 【請求方法】 請求書をお持ちでない方は、請求書類をお送りします。お電話ください。

【請求・問合せ】 独立行政法人平和祈念事業特別基金事業部特別給付金認定担当 0570(059)204 \*P電話、PHSの方 03(5860)2748

\*受付時間は平日9時～18時 \*本年3月31日(土)は受付を行います。